

こういったことが虐待にあたります！

経済的虐待

日常的に必要な金銭を渡さない（使わせない）、本人の年金・預金などを取り上げて勝手に使ってしまう

介護・世話の放棄・放任

食事をあたえない、入浴させない、劣悪な住環境で生活させる、必要な介護をせずにほったらかしにする

高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者自身の悩みや養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切です。

介護や高齢者虐待に関する相談がありましたら、相談窓口をご利用ください。



【 相 談 窓 口 】

- ◎「これは虐待かも・・・？」と思ったら
- ◎「介護で困っているのだけど・・・」と思ったら

一人で悩まずに、一緒に考えましょう！

身体的虐待

殴る、叩く、蹴る、つねる
やけどをおわせる、ベットに
しばりつける

心理的虐待

怒鳴りつける、ののしる、悪く口を
言う、嘲笑する、無視する、
子ども扱いする

性的虐待

合意がないのに性的接触の強要や
性的いやがらせ、はずかしめ
をする

門別地区（旧 門別町）

介護保険施設・サービス事業者従事者からの虐待についてもご相談下さい。

日高町役場 本庁 子育て福祉課

TEL (01456) 2-6183

日高町門別地域包括支援センター

TEL (01456) 2-6789

日高地区（旧 日高町）

日高町役場 日高総合支所 地域住民課

TEL (01457) 6-3173

日高町日高地域包括支援センター

TEL (01457) 6-2343